

意見の共通事項(調整)

1-1

「差別の実態がある。」

経過と差別実態を踏まえて、開かれた対応。

「差別は再生産していない。」

人権推進室ではない、専門機関で対応。

国【人権教育・啓発に関する基本計画】

「現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面で問題がある。」

差別、人権侵害に対する目が開き、それを解決し、一定進んできたことは事実である。しかし、法が終わったからといって、明日から世の中が変わるものではなく、取り組みを弱めることは、また後戻りすることにつながることを確認し、これまでの取り組みによって、少しずつ差別が消えていることを確認する必要がある。

1-2

「相談窓口として機能したきたノウハウを生かすべき」

「相談窓口は、専門性を必要とし、一元化すべき」

「受け皿として、すっきりできないだろうか」「子育てはどこ、人権推進室はどこという整理が必要」

「専門性に合わせた組織の見直しが必要で、人権推進室が、1から10までなくても窓口から施設がはっきりしないか」

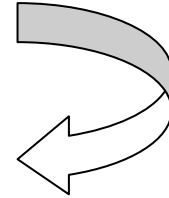
「個々の課題を把握し、施設と学校、関係機関との連携を行い解決してきた。他の機関で出来るか疑問」

1-3

「隣保館は、実態に即し、広く人権課題の克服を行うための職員体制」

「他市と比較して、職員体制多い」

「極めて厳しい財政状況の中、縮減が必要」

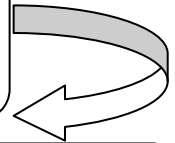


「将来の方向として、NPO 等地域・住民と協働し、柔軟な活用展開できないか」  
「施設のあり方、方向が出てくれば、行政で整理されること。」

2-1

「子どもひとりひとりの課題を見、その克服に向け、連携している」

「活動に参加する子どもが減っている。」「費用対効果低い」

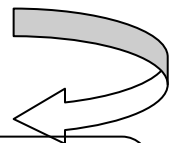


「子どもの思い、利用者の声をくみ上げる」・・・運営委員会、日常のあり方  
「児童館の認知度を高め、保護者が車で、また自転車ですり遠くても行こうか」という魅力が必要」・・・企画・広報のあり方

2-2

「講演会、文化行事等、公民館活動と調整が必要である。」

「講演会、文化行事等、公民館と重複、偏りがある。」

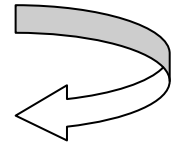


「調整が必要である。」

### 3-1

「小・中学校区開かれた施設運営をしており、一層人権問題の解決を図る全市に開かれた施設に」

「施設の無い学区がある。人権推進室ではなく、二重行政をやめて所管を専門部署に替え、全市対応すべきである。」



「施設見学や高齢者との交流されている。このように身近な児童館であるなら開かれた児童館になる。」

「児童館のない学区には、出かけていけばよい」

「所管はどこでもよい、二重行政になっていることが問題」

「施設のあり方・方向が出でくれば、行政で整理されること。」

### 4-1

「条例にある【社会調査研究事業】【相談事業】【地域福祉事業】【人権啓発・広報活動】【市民交流事業】に分けて議論を」

### 4-2

「児童クラブ」

「子育てサークル活動の場」

「多目的ホール」

「身体障害者センター、自立活動支援センター、就労支援事業などに特化した施設に置き換え」

「DVのシェルター」

「子育ての支援センター」

「目的を明確にするか、複合施設にするか施設の有効利用を」

「施設は専門ではないがノウハウをもっており、一般対策メニューがあれば活用を」

### 4-3

「地域福祉計画にあるアクションプランを各地区で作成」

「アクションプランづくりの中で、施設の活用を」